

山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金 Q & A (R2.4現在)

I 事業全般について

1 山形県中心市街地・商店街活性化支援事業とはどのような事業か。

山形県中心市街地・商店街活性化支援事業は、①中心市街地等活性化計画づくり支援事業、②中心市街地等活性化計画実行支援事業（計画実行立上げ支援事業、商店街環境整備支援事業）、③賑わいづくり実践支援事業（実践者向け補助事業、支援機関向け補助事業）で構成されており、市町村を通じた間接補助事業である。

中心市街地活性化に向けた、①地域の合意形成や計画の策定、②策定した計画に掲げる事業の実施、③賑わいづくりや個店の魅力向上を図る新たな事業の実施について支援するものである。

2 中心市街地等活性化計画づくり支援事業をしてから、中心市街地等活性化計画実行支援事業を行う、という順序で事業に取り組まなければならないのか。

まちづくりの取組状況、経過は地域によって異なるので、既に計画を策定済みの場合、中心市街地等活性化計画実行支援事業から補助することも可能である。

3 補助対象経費としてどのようなものを想定しているのか。

対象経費は以下のとおりである。

(1) 中心市街地等活性化計画づくり支援事業、賑わいづくり実践支援事業

【対象経費】

謝金、旅費（※1）、会議費、会場借料、調査分析費（※2）、通信運搬費、店舗等賃借料、無体財産購入費、設営費、広報費、借料・損料、消耗品費、委託費（※3）、雑役務費（※4）、原稿料、印刷製本費、光熱水費、資料購入費、原材料費

(2) 中心市街地等活性化計画実行支援事業

【対象経費】

(1) の対象経費に加えて、施設整備費（※5）、店舗改装費（※6）、備品費（※7）

(※1) 事業実施に必要なかつ最低限の費用であり、報告書等によりその内容が確認しうる場合対象

(※2) 施設整備のための設計費は対象外

(※3) 主たる業務を委託する場合は対象外

(※4) 当該事業を行うために必要な臨時のアルバイト代等が対象

(※5) 施設や設備等の建設又は取得に要する経費であり、設計費・設計監理費（工事監理費を含む）及び施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、既存施設の撤去に係る経費は対象外

(※6) 店舗の内外装・設備・施行工事費、既存施設の撤去に係る経費

(※7) 当該事業のみで使用されることが確認でき、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の使用に耐えうるものであり、取得額又は評価額が5万円以上のもの。

4 県の補助対象となる事業を市町村単独の補助事業として行っており、当初は県の補助金を想定していなかった。市町村予算を年度途中で補正して県補助金を受け入れたいが、その場合、補助対象事業は県の交付決定後に取り組むものに限られるのか。

4月1日以降にかかる経費について補助対象とする。

II 中心市街地等活性化計画づくり支援事業について

5 計画は単年で策定しなければならないのか。

中心市街地等活性化計画づくり支援事業では、計画を策定するための、組織の立ち上げ、調査、学習会、会議、合意形成を図るための試験的事業等の実施への支援を想定している。計画づくりには複数年時間を要する場合もあるため、最長3年間支援可能である。その期間内に計画を策定することを想定している。

6 間接補助事業者の自己負担は発生するのか。

本事業は、市町村を通じた間接補助事業であるため、間接補助事業者の自己負担については、各市町村の補助金交付要綱に定めるところによる。

7 中心市街地活性化に向けた事業を行うためには、まちづくりのノウハウが必要であるが、人的支援はあるのか。

株式会社全国商店街支援センターにおいて、商店街の活性化計画づくりをサポートするトータルプラン作成支援事業等があり、無料で利用できるほか、中小企業基盤整備機構でも、中心市街地活性化協議会に対しアドバイザー派遣等の支援があるため、ご活用いただきたい。

8 中心市街地活性化基本計画の二期や三期計画の策定も補助対象になるのか。

一期計画終了後、二期目の中心市街地活性化計画を策定する市町村があり、その立ち上げ支援も必要であるため、平成29年度から二期目を対象として拡充したところであるが、今年度からは三期目の中心市街地活性化基本計画等の策定も補助対象とする。

III 中心市街地等活性化計画実行支援事業について

9 想定しているのはどのような取組みか。

市町村等の計画の目標達成に寄与するため、中心市街地活性化基本計画、商店街活性化事業計画、独自計画に基づく事業を支援するもの。「計画実行立上げ支援事業」と「商

店街環境整備支援事業」の2つのメニューに分けられる。

【計画実行立上げ支援事業】

市町村等が策定した計画に基づく事業が円滑に進むよう、計画策定後の立ち上げ期に実施される事業を支援する。(ソフト事業及びソフト事業と密接に関連するハード事業)

【商店街環境整備支援事業】

老朽化した商店街振興組合等が所有する共同施設の更新など、賑わいづくりに資すると見込まれる環境整備に意欲的に取り組む商店街を支援する事業(ハード事業のみ)。

10 中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画以外の計画とはどのようなものか。また、計画に定めるべき項目や様式等はあるのか。

市町村が策定した中心市街地活性化基本計画や、商店街組織等が策定した商店街の計画のうち国の認定を受けていないものが考えられる。その他、計画の対象区域の関係者(商業者、地域住民、行政等)で協力して策定したものを想定している。

特に項目や様式の指定はないが、概ね3年以上の計画期間であり、目標、事業内容、実施時期等は記載すべきものと考えている。

11 中心市街地活性化基本計画の三期計画の事業実施は補助対象となるのか。

一期計画終了後も二期目の中心市街地活性化計画を策定し、新たな取り組みを実施している市町村があり、その立ち上げ支援も必要であるため、平成29年度から対象範囲を二期計画にも拡充したところである。今年度からは、三期目の中心市街地活性化基本計画等の事業実施(計画策定から3年程度)も補助対象としたい。

Ⅲ-①【計画実行立上げ支援事業】について

12 支援は複数年受けられるのか。

県では中心市街地・商店街活性化に向けた事業の立ち上がりを支援している。策定した中心市街地活性化基本計画等の実施が軌道に乗るよう、計画の立ち上がり時期を策定後3年程度と考え、その間の事業実施について支援している。

13 中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画に掲げる事業であれば、どんな事業でも補助対象になるのか。

市町村が補助を行い、国庫補助を受けていない事業であれば原則として補助対象(行政組織が実施主体である事業は補助対象外)となるが、ハード事業については、ソフト事業と密接に関連する事業のみ対象となる。(14 参照のこと)

14 「計画実行立上げ支援事業」においてハード事業は補助対象となるのか。

中心市街地活性化計画等に掲載されている事業のうち、ソフト事業と密接に関連するハード事業（国庫補助対象外）については、平成29年度から補助対象としている。なお、対象は、ソフト事業及びハード事業の両方が計画に掲載されているものを想定している。

（ハード事業の例）

- ・ 空き店舗を活用した事業を行うための内外装整備
（チャレンジショップ、まちなか交流スペース、地域の特産品販売所等の設置・運営等）
- ・ まち歩きサインや休憩スポットの整備
（案内看板やベンチ等の整備による歩行者の利便性向上等）
- ・ 統一した看板の設置
（まちなみの統一による商店街のイメージアップ等）

（対象外の例）

- ・ アークード、街路灯の整備・修繕・撤去、照明のLED化 等

15 ハード整備を行う場合、事業費が大きく、国庫補助対象事業であっても補助裏の資金確保が課題となる。その補助裏部分は補助対象となるのか。

本補助金は、国庫補助対象の事業は補助対象とはならない。

他の支援として、山形県商工業振興資金融資制度があり、中心市街地活性化基本計画に掲げる事業の補助裏資金への融資が可能となっている。

16 前年度に国庫補助を受けた事業や翌年度に国庫補助を予定している事業は補助対象となるのか。

複数年度にわたり継続して行う事業については、国庫補助対象年度以外であれば補助対象とする。

Ⅲ-②【商店街環境整備支援事業】について

17 支援は複数年受けられるのか。

当事業は複数年度に渡る場合であっても、支援は1事業主体あたり1回限りとする。なお、当事業においては、計画期間内の事業であれば、策定後3年以内の立ち上げ期でなくても構わない。

18 中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画に掲げる事業であれば、どんな事業でも補助対象になるのか。

中心市街地活性化基本計画等に位置付けられ、かつ市町村が補助を行う事業（ハード事業）で、既存施設の更新（修繕・改修）等であれば原則として補助対象（行政組織が

実施主体である事業は補助対象外)となる。

また、当事業については、国庫補助対象であっても、市町村が補助を行う事業であれば補助対象とするが、補助対象経費は当該国庫補助額を除く。

なお、限られた予算の中で費用対効果を考慮し、事業総額が4,000千円を超えるものを対象とするほか、街路灯の更新にあたっては、更新後の維持管理経費の軽減を図るため、電灯のLED化は必須とする。

(対象例)

- ・老朽化した街路灯の更新（電灯のLED化は必須とする）
- ・老朽化した防犯カメラの更新

(対象外の例)

- ・更新を伴わない単なるアーケード又は街路灯などの撤去
- ・アーケードや街路灯、防犯カメラの新設

他の支援として、山形県商工業振興資金融資制度があり、中心市街地活性化基本計画に掲げる事業の補助裏資金への融資が可能となっている。

IV 賑わいづくり実践支援事業について

19 想定しているのはどのような取組みか。

商店街振興組合、事業協同組合、まちづくり会社、NPO、規約を備えた任意組織等を対象とした「実践者向け補助事業」と、商工会議所、商工会を対象とした「支援機関向け補助事業」の2つのメニューに分けられる。

想定している取組みは以下のとおりである。

【実践者向け補助事業】

商店街組織等が、地域のニーズや環境の変化を踏まえ、中心市街地や商店街の活性化に向けて実施する新たな取組み（ソフト事業のみ）。

(取組例)

- ① 地域交流（まちなか交流スペースの運営等）
- ② 地域資源活用（チャレンジショップの運営等）
- ③ 賑わい創出（複数組織が連携して行うイベント等）
- ④ 個店の魅力向上（個店グループによる商人塾や一店逸品等個店のレベルアップに繋がる取組み等）

【支援機関向け補助事業】

中心市街地や商店街の活性化に向けて、支援機関である商工会議所や商工会が中心となり、意欲ある事業者等の新たな取組みを後押しする事業（ソフト事業のみ）。

(取組例)

- ・意欲ある事業者を支援するセミナー開催
- ・個店グループや学生等の連携による新たな事業
- ・中心市街地・商店街の枠を超えた広域的な事業者の連携による新たな事業
- ・まち歩きMAPプロジェクトの立ち上げ、取組みの推進 等

20 支援は複数年受けられるのか。

県では中心市街地・商店街活性化に向けた事業の立ち上がりを支援しており、新たな事業実施から毎年ブラッシュアップを経ながら、最長3年程度支援していくことを想定している。

補助終了後に事業も終了してしまうということがないように、事業の自立を目指した取組みを実施していただきたい。

21 「新たな取組み」のみ補助対象となるのか。

賑わいづくり実践支援事業は、新たな事業に意欲的に取り組む商店街や個店グループを重点的に支援することにより、中心市街地や商店街の活性化を図るものである。そのため、これまで実施してきた既存の取組みを同様の内容で実施する場合は補助対象とはならない。

【新たな取組みの考え方】

条件	新規性	補助対象の判定
令和2年度から賑わいづくり実践支援事業を活用する取組み	新たな取組みを実施	補助対象
	既存の取組みの実績を検証し、新規の要素を加え、新たな取組みとして実施	
	既存の取組みを、例年同様の内容で実施	補助対象外
平成31年度（令和元年度）から継続して賑わいづくり実践支援事業を活用する取組み	平成31年度（令和元年度）から実施した取組みの実績を検証し、内容をブラッシュアップして実施	補助対象
	平成31年度（令和元年度）から実施した取組みを、同様の内容で実施	補助対象外